

10 学生生活を送るうえでの安全対策

(1)夜間等の安全対策

学内外での安全確保については、浜田市とも協力し、照明の増設や防犯カメラの設置、道路の樹木伐採などの対策を進めていますが、学生の皆さんも各自でできる安全対策（夜道は一人で歩かない、できるだけバス等の公共交通機関を利用する、非常時に備えて防犯ブザーを携帯する等）をしっかりと行ってください。

◇防犯ブザーの貸出しについて

本学では、安全対策として防犯ブザーの貸出を行っています。貸出を希望される方は本部棟2階事務室（企画財務課）で手続きを行ってください。手続きには「学生証」が必要です。使用終了後は本部棟2階事務室（企画財務課）に返却してください。なお、貸出最長期間は卒業年度の2月末とします。

(2)節度ある消費生活

学生ローン、クレジットカード及び消費者金融等を利用する場合は、自己の支払能力を十分認識し必要最小限の利用にとどめ、節度ある消費生活に努めてください。

(3)悪徳商法、宗教等の勧誘

学生は、社会経験が少ないため悪徳商法の標的にされやすいようです。

街頭で勧誘されても、毅然とした態度で「要らない」と意思表示をし、住所や携帯電話番号などの個人情報をもやみに外部に漏らさないように注意してください。

困ったことがあれば一人で悩まず身近な教職員や専門の相談機関に相談してください。

◆県消費者センター石見地区相談室（益田市）：0856-23-3657

(4)薬物乱用の防止

わが国における薬物乱用の現状は、覚せい剤事犯の検挙人員は減少しているものの、大麻やMDMA等錠剤型合成麻薬事犯については、特に20歳代を中心とした若年層への乱用の拡大が顕著となっており、憂慮すべき状況にあります。

薬物の乱用は、乱用者の身体、生命に危害を及ぼすのみならず、家庭を崩壊させ、社会の秩序を乱す等計り知れない影響を及ぼします。このため、薬物を所持・使用することが法律で厳しく規制されており、違反した場合には薬物事犯として懲役に処せられます。

薬物乱用の甘い誘いには気をつけるとともに、誘われても断る勇気を持ってください。

(5)デートDV

DVとは「domestic violence」の略で、一般的には夫婦やパートナーなどの親密な男女間で起きる暴力をいいます。DVはおとなの問題と思われがちですが、実際には、大学生などの恋人同士の間でも起きており、若者の間で起きる暴力のことを「デートDV」と呼んでいます。

気になることがあれば身近な教職員や専門の相談機関に相談してください。

◆あすてらす女性相談室（大田市）：0854-84-5661

◆浜田児童相談所（浜田市）：0855-28-3434